

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および2023年3月末までに卒業見込みの者。（学校教育法第102条）（注2）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および2023年3月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）
3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、および2023年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第2号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、および2023年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第3号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および2023年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および2023年3月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2）（注3）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2023年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第5号）
（注4）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および2023年3月末までに修了見込みの者。（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2023年3月31日までに満22歳に達するもの。（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）（注5）

（注1）出願資格の1. から10. は、以下、出願資格「第1項」から「第10項」と表記します。

（注2）出願資格「第1項」に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことです。

（注3）出願資格「第6項」には、4年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）は該当しません。対象となるのは、3年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）で、かつ、学士の学位に相当する学位を授与された者（授与される見込みの者）です。出願資格「第6項」によって出願しようとする者は、学位取得証明書を提出してください。

なお、中国の3年制大学を卒業した者（卒業見込みの者）は、「第6項」では出願できません。

出願に先立って「第10項」による出願資格審査（4頁）を受ける必要があります。

（注4）出願資格「第7項」の詳細は文部科学省公式サイト内「文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧」を参照してください。

（注5）出願資格「第10項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査（4頁）を受ける必要があります。

（注6）中国の教育機関が最終学校で以下に該当する者は、出願に先立って「第10項」による出願資格審査（4頁）を受ける必要があります。①3年制大学を卒業した者（注3を参照）、②高等教育自学考试等により大学を卒業した者、③成人高等教育等により大学を卒業した者。

＜＜注意＞＞

上記の出願資格「第1項から第7項および第9項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を2023年3月末までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

2) 受験資格（自己推薦入試）

博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ人工知能あるいはデータサイエンスへの強い関心及び数理科学・情報科学の素養を持ち、国際的に活躍する意欲があること。具体的には、次の（1）または（2）、あるいは両方の実績を持つこと。

（1）在学中の優秀な成績や特に優れた研究成果。

（2）国内外で開催された各種コンテスト（科学オリンピック等）への入賞、商用レベルのアプリケーションやシステムの開発経験、著名学術雑誌での論文発表等。

なお、学術活動に限定しない国際活動、社会貢献活動、文化・スポーツ活動等についても、志願者が主導的な役割を果たした場合は総合的に考慮する。

3) 出願資格審査

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第10項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、2022年5月20日（金）までに独立研究科事務室

（E-mail ai-ad@rikkyo.ac.jp TEL 03-3985-3251）へ問い合わせてください。

出願資格審査の受付期間は2022年6月1日（水）～6月3日（金）です。